

令和7年度入所卒園児優先申込み よくある質問

令和6年7月19日時点

No.	質問	回答
1	令和6年度中に市外への転出を予定しています。卒園児優先申込みはできますか。	転出することが確定している場合は、お申込みできません。申し込み後、令和6年度末までに市外に転出していることが確認された場合は、優先申込みの結果が無効となります。
2	「連携施設」に設定されていない認可保育所への申込みはできますか。	市が指定する公立保育所を優先申込みいただくことができます。その他の「連携施設」に設定されていない認可保育所は、お申込みいただくことができません。 10月下旬に実施予定の通常の認可保育所等利用申込みでお申込みください。
3	卒園児優先申込みで認可保育所と幼稚園を併願することはできますか。	認可保育所（認定こども園の保育所機能部分を含む）と幼稚園（認定こども園の幼稚園機能部分を含む）を併願することはできません。
4	申し込むことができる施設の数に限りはありますか。	認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）を希望する場合は、希望できる施設の数に定めはありません。 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）を希望する場合は、複数の施設を希望することはできません（併願不可）。
5	優先申込の対象とならない認可保育所が第一希望です。 優先申込みをしたのちに、10月下旬の通常の認可保育所等利用申込みをしても良いでしょうか。	優先申込みをした認可保育所の利用が決定した場合は、10月下旬の通常の認可保育所等利用申込みはできません。 ただし、優先申込の利用調整（選考）で不承諾となった場合は、通常の認可保育所等利用申込みができます。その場合、再度利用申込みをしていただく必要があります。
6	10月下旬の通常の認可保育所等利用申込みで、認可保育所への入園を希望しています。認可保育所への入園が不承諾だった場合に備えて、幼稚園への優先入園申込みをしても良いでしょうか。	優先入所の申込みの結果が内定となった場合は、10月下旬の通常の認可保育所等利用申込みはできません。 ただし、希望者多数等により、幼稚園への優先入園が内定とならなかった場合は、通常の認可保育所等利用申込みができます。
7	令和6年度の現況届で就労証明書を提出していますが、優先申込のために再度用意しなければならないのでしょうか。	令和6年度現況届でご提出いただいた内容から変更がなければ、就労証明書などの保育の必要性を証する書類の提出は省略することができます。

No.	質問	回答
8	子どもの体調不良等で登園できず、8月16日（金）までに申込み書類の提出ができない場合はどうしたらよいでしょうか。	やむを得ない事情で、8月16日（金）までに申込書の提出ができない場合には、現在利用している施設へご相談ください。 相談を受けた地域型保育事業所等は、保育施設支援課まで早急にご連絡ください。 なお、申込みに必要な書類はさいたま市HPにも掲載しております。
9	現在利用している施設から他の認可保育施設への転園が決定した場合、優先申込の結果はどうなりますか。	転園決定の結果が優先され、優先申込は無効となります。 現在転園申込中の方は、必要に応じて区役所支援課にて希望園の見直しや、取り下げ書の提出等の手続きをお願いいたします。
10	「連携施設」のナーサリールーム、企業主導型保育施設の優先申込をする場合はどのような手続きが必要ですか。	ご希望の施設に直接、優先申込みを希望する旨をご相談いただくようお願いいたします。施設が優先申込における内定者を決定し、利用に向けた手続きを案内します。
11	優先申込を希望しない場合は、何もしなくていいですか。	お手数ですが、卒園後の進級予定等についてのアンケートのご提出をお願いいたします。